支払基金統一事例

【　検査　】

５７０　バセドウ病等に対する抗サイログロブリン抗体半定量と抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量又は抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体の併算定について

《令和７年６月３０日》

○　取扱い

①　次の傷病名に対するＤ014「３」抗サイログロブリン抗体半定量とＤ014「３」抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量又はＤ014「11」抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体の併算定は、原則として認められる。

⑴　バセドウ病（初診時又は診断時）
⑵　甲状腺機能亢進症（初診時又は診断時）
⑶　慢性甲状腺炎・橋本病（初診時又は診断時）
⑷　甲状腺機能低下症（初診時又は診断時）
⑸　無痛性甲状腺炎

②　次の傷病名に対するＤ014「３」抗サイログロブリン抗体半定量とＤ014「３」抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量又はＤ014「11」抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体の併算定は、原則として認められない。

⑴　甲状腺機能亢進症（経過観察時（定期チェック））
⑵　甲状腺機能異常
⑶　急性化膿性甲状腺炎
⑷　甲状腺癌
⑸　悪性甲状腺腫瘍

○　取扱いを作成した根拠等

抗サイログロブリン抗体半定量は、サイログロブリン（Ｔｇ）に対する自己抗体であり、バセドウ病や橋本病（慢性甲状腺炎）などの自己免疫性甲状腺疾患において、自己免疫異常の存在や程度を知ることを目的として実施されることから、①の初診時又は診断時等に必要とされる。また、甲状腺マイクロゾーム抗体半定量及び抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体は、甲状腺ホルモン合成に関わる酵素（ペルオキシダーゼ）に対する自己抗体であり、自己免疫性甲状腺疾患の病態に関与する。そのためバセドウ病や橋本病等における初診時又は診断時に必要と判断され、また双方の検査が臨床的に必要と判断される。

一方、②の傷病名で、甲状腺機能亢進症の経過観察時（定期チェック）においては臨床的有用性は低い。また、②のその他の傷病名は自己免疫性甲状腺疾患には該当せず、検査の対象とはならない。

以上のことから、①の傷病名及び初診時又は診断時に対するＤ014「３」抗サイログロブリン抗体半定量とＤ014「３」抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量又はＤ014「11」抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体の併算定は、原則として認められ、②の傷病名に対する併算定は、原則として認められないと判断した。